

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ④

ク 通院移送費等の適正化

- ◎ 長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いする。
- ◎ 特に、通院移送費について、各福祉事務所においては、
 - ① 通知等で示した手続により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、「濫給の防止」に努めるとともに、
 - ② 画一的な取扱いにより一律に給付を認めず、必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。
- ◎ 平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかつた事案についても、通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いする。

ケ 他法他施策の適正な活用

- ◎ 医療扶助受給者の病状を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底されたい。
- ◎ 特に、自立支援医療対象の人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療優先にもかかわらず、医療扶助適用の福祉事務所が存在。
➡ 医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握、自立支援医療の申請指導等の取組を徹底されたい。

コ 未承認薬に関する取扱い

- ◎ 未承認薬に関する特別基準の設定手続等について、改めて管内の実施機関に対して周知徹底をお願いする。
- ◎ これまで国内未承認であったサリドマイド製剤については、多発性骨髄腫の治療薬として承認され、平成20年12月に薬価基準収載されたので留意されたい。